

# マイフレキシィゴールド

終身医療保障保険(無解約返戻金型) 引受基準緩和特則付

メットライフ生命 マイフレキシィゴールド	この商品が満たす主な保障分野						貯蓄部分
	死亡	病気・ケガ	ガン	介護	教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備	資産運用	
		○	○				○*

\*健康サポート特則を付加した場合

## 1 商品の特徴としくみ

- 持病や既往症がある方のために設計されています。
- 生涯にわたり、病気・ケガで入院されたときの保障を準備できる商品です。健康サポート特則を付加することで、一定期間ごとに所定の入院がなかった場合に給付金を受け取ることができます。  
※主契約には、入院日数連動型、短期入院一時金型、入院一時金型の3つの保険契約の型があります。
- 特約を付加することで、手術や通院、先進医療、在宅医療、骨折、要介護状態や認知症などの保障を充実させることもできます。
- 責任開始時以後の持病の悪化や既往症の再発に対しても、所定の条件を満たしていれば給付金などをお支払いします。

しくみ図(イメージ)  
※入院日数連動型  
の場合

**疾病入院給付金** (疾病で1日以上入院されたとき)

**災害入院給付金** (不慮の事故による傷害で1日以上入院されたとき)

**骨髄ドナー入院給付金** (所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けるために1日以上入院されたとき\*)

生涯保障

ご契約

保険期間

\*責任開始時の属する日からその日を含めて1年以内に入院が終了した場合は保障されません。



特約を付加することにより、保障を充実させることができます。

付加できる主な特約

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> <b>手術・放射線治療の保障</b><br>手術総合特約                  | <input type="checkbox"/> <b>退院後・外来手術の通院保障</b><br>退院後・外来手術通院特約 | <input type="checkbox"/> <b>ガン*2の月ごとの保障</b><br>ガン治療月払給付特約       |
| <input type="checkbox"/> <b>先進医療の保障</b><br>先進医療特約                      | <input type="checkbox"/> <b>ガン*2の通院保障</b><br>ガン通院充実特約         | <input type="checkbox"/> <b>骨折の保障</b><br>骨折診断特約                 |
| <input type="checkbox"/> <b>入院の一時金保障</b><br>入院開始一時金特約                  | <input type="checkbox"/> <b>在宅医療の保障</b><br>在宅医療特約             | <input type="checkbox"/> <b>介護の保障</b><br>介護年金特約                 |
| <input type="checkbox"/> <b>三疾病*1の入院延長保障</b><br>三疾病延長入院特約              | <input type="checkbox"/> <b>三疾病*1の一時金保障</b><br>新三疾病一時金特約      | <input type="checkbox"/> <b>軽度認知障害・認知症の保障</b><br>認知症診断特約        |
| <input type="checkbox"/> <b>女性疾病の入院保障</b><br>女性疾病入院特約                  | <input type="checkbox"/> <b>ガン*2の一時金保障</b><br>ガン一時金特約         | <input type="checkbox"/> <b>三疾病*1時の保険料払込免除</b><br>新三疾病保険料払込免除特約 |
| <input type="checkbox"/> <b>女性ならではの手術・外見ケアの保障</b><br>女性特定部位手術・形成サポート特約 | <input type="checkbox"/> <b>三疾病*1の月ごとの保障</b><br>三疾病治療月払給付特約   | <input type="checkbox"/> 給付金代理請求特約                              |

\*1 ガン(悪性新生物・上皮内新生物)・心疾患・脳血管疾患 \*2 悪性新生物・上皮内新生物  
※各特約には引受基準緩和特則が付加されます(給付金代理請求特約を除きます)。

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

## 2 主なお取り扱いについて(主契約)

※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約年齢範囲	満20歳～満85歳	最低入院給付金日額	3,000円
保険期間	終身		
解約返戻金	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。		
契約者配当	ありません。		

### 3 主な保障内容(主契約)

保険契約の型	名称	支払事由	支払金額	支払限度
入院日数連動型	疾病入院給付金	疾病で1日以上入院されたとき	入院給付金日額 ×入院日数	疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて、支払限度の型に応じて、1回の入院につき60日(60日型)、120日(120日型)。通算支払限度は疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて1,000日
	災害入院給付金	不慮の事故による傷害で1日以上入院されたとき	入院給付金日額 ×入院日数	
	骨髄ドナー入院給付金	骨髄ドナー(提供者)として所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けるために1日以上入院されたとき ただし、責任開始時の属する日からその日を含めて1年以内に入院が終了した場合を除きます	入院給付金日額 ×10	保険期間を通じて1回
短期入院一時金型	短期疾病入院一時金	疾病で1日以上入院されたとき	入院給付金日額 ×10	疾病入院給付金等・災害入院給付金等それぞれについて、支払限度の型に応じて、1回の入院につき60日(60日型)、120日(120日型)。通算支払限度は疾病入院給付金等・災害入院給付金等それぞれについて1,000日 ※短期疾病入院一時金・短期災害入院一時金は、それぞれ1回の入院につき1回を限度とします。短期疾病入院一時金・短期災害入院一時金を支払った場合、それぞれ、入院日数にかかわらず、1回の入院の支払限度および通算支払限度には10日を算入します。
	疾病入院給付金	疾病で11日以上入院されたとき	入院給付金日額 ×(入院日数-10日)	
	短期災害入院一時金	不慮の事故による傷害で1日以上入院されたとき	入院給付金日額 ×10	
	災害入院給付金	不慮の事故による傷害で11日以上入院されたとき	入院給付金日額 ×(入院日数-10日)	
	骨髄ドナー入院給付金	骨髄ドナー(提供者)として所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けるために1日以上入院されたとき ただし、責任開始時の属する日からその日を含めて1年以内に入院が終了した場合を除きます	入院給付金日額 ×10	
入院一時金型	疾病入院一時金	疾病で1日以上入院されたとき	入院給付金日額 ×20	疾病入院一時金・災害入院一時金それぞれについて、1回の入院につき1回。通算支払限度は疾病入院一時金・災害入院一時金それぞれについて1,000日 ※疾病入院一時金・災害入院一時金を支払った場合、それぞれ、入院日数にかかわらず、通算支払限度には20日を算入します。
	災害入院一時金	不慮の事故による傷害で1日以上入院されたとき	入院給付金日額 ×20	
	骨髄ドナー入院給付金	骨髄ドナー(提供者)として所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けるために1日以上入院されたとき ただし、責任開始時の属する日からその日を含めて1年以内に入院が終了した場合を除きます	入院給付金日額 ×10	保険期間を通じて1回

#### ■ 保険料払込期間満了後死亡保険金について

- 保険料払込期間が保険期間と異なる場合(短期払)、保険料払込期間満了後に死亡された場合に、保険料払込期間満了後死亡保険金(入院給付金日額の10倍相当額)をお支払いします。

#### ■ 健康サポート給付金について(健康サポート特則を付加した場合)

- 健康サポート給付金支払基準日(契約日から3年または5年ごとの年単位の契約応当日)の前日末に生存され、かつ健康サポート給付金支払対象期間中に主契約より所定のお支払い\*がなかったとき、健康サポート給付金(入院給付金日額の10倍相当額)をお支払いします(最長100歳まで)。  
\*入院日数連動型は継続10日以上疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払い、短期入院一時金型は短期疾病入院一時金・短期災害入院一時金のお支払い、入院一時金型は疾病入院一時金・災害入院一時金のお支払い(いずれの型も骨髄ドナー入院給付金は含みません)

### 4 その他の事項

#### ■ ご確認ください

- 告知内容、職業、収入、過去のご契約歴や病歴、既にご契約されている保険との通算などによりお引き受けできないことがあります。
- 引受基準を緩和していることなどにより、保険料が割り増しされています。健康状態についての詳細な告知により、引受基準緩和特則を付加しない終身医療保障保険(無解約返戻金型)や保険料の割り増しがない当社の他の医療保険にご契約いただける場合があります。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■ お問い合わせ先/担当者

■ 引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社  
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3  
www.metlife.co.jp